

# 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



令和5年7月13日



熊本県 甲佐町

# 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

令和5年7月13日 策定

## 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本町は、熊本県のほぼ中央に位置するまちで、九州山地の三方山に源を発する清流緑川が南北に貫流しており、東部に町面積の約5割を占める山間地帯、西部に畑作地帯の乙女台地、それに囲まれて広がる水田地帯の平野部では、古くから農林業が盛んに行われている。

本町の基幹産業である農業は、土地利用型の農業が中心となっているが、本町のキャッチフレーズ「花と緑と鮎の町」にもあるように、花きを中心とした施設園芸も盛んである。また、ニラやスイートコーンも本町の特産品となっている。

しかし、本町の農業を取り巻く状況は、従事者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加が深刻な問題となっており、有害鳥獣による農作物被害についても近年増加しており、農業者の生産意欲や農業収入の低下につながっている。

また、林業においても農業と同様に厳しい状況となっており、長引く原木価格の低迷や従事者の高齢化、さらには熊本地震による路網の被災などにより、利用期を迎えた多くの人工林資源が十分に活用されていない状況となっている。

一方で、本町の豊かな自然は、再生可能エネルギー発電事業のための高いポテンシャルを有しており、未利用資源の有効活用による産業の活性化や、温室効果ガスの削減等、様々な効果が期待される。

これらのことから、本町の未利用資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取り組みにおいて、その利益の一部を地域に直接還元される仕組みを構築することにより、本町の農林業ひいては地域全体の活性化を目指すこととする。

## 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	地積 (㎡)	備 考
A	甲佐町西寒野 1429 番地 他	山林	9,988	木質バイオマス発電施設

3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	木質バイオマス発電	1,990.0 kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	該当なし	該当なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備 考
A	<p>設備整備事業者が、木質バイオマス発電事業の燃料として地域に賦存する山林未利用材等を長期的かつ安定的に購入することで、地域農林業の活性化に貢献する。</p> <p>また、当該事業者は、事業収益の一部を原資とする「特別会員会費」として年間貳拾万円を「甲佐町西寒野地区」に寄付することとし、将来的な事業拡張などにより地域への負担が増大するなどとした場合には特別会員会費の増額などで、地域農業の多面的な取組等に協力することにより、農地の生産性向上に貢献する。</p>	<p>地域に賦存する木質バイオマスを変換して得られる電気の量の割合が、年間を通じて8割未満とならないようにする。</p> <p>また、山林未利用材等の活用にあたっては、本町の間伐材や果樹の選定材（一般廃棄物由来）等を積極的に活用する。</p>

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進  
に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないように適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁  
村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林業の健全な発展に資する取組みを行う木質バイオマス発電設備を1,990kW導入し、年間約2万5千トンの山林未利用材等を燃料として活用することで、地域農林業の活性化、森林整備の推進及び森林の持つ公益的・多面的機能の向上を目指すこととする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況を精査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー  
発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において設備の撤去及び土地の現状回復等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関するその他事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解を醸成するため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施されることが確実であること、また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本町、再生可能エネルギー発電事業者は、本町の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行い、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。